

国空空技第577号  
令和2年3月27日

東京航空局次長 殿  
大阪航空局次長 殿  
航空保安大学校長 殿  
札幌航空交通管制部長 殿  
東京航空交通管制部長 殿  
神戸航空交通管制部長 殿  
福岡航空交通管制部長 殿  
北海道開発局港湾空港部空港・防災課長 殿  
東北地方整備局港湾空港部長 殿  
北陸地方整備局港湾空港部長 殿  
関東地方整備局港湾空港部長 殿  
中部地方整備局港湾空港部長 殿  
近畿地方整備局港湾空港部長 殿  
中国地方整備局港湾空港部長 殿  
四国地方整備局港湾空港部長 殿  
九州地方整備局港湾空港部長 殿  
国土技術政策総合研究所副所長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長  
(公印省略)

空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る  
工事費等の補正について（試行）

標記について、建設業の働き方改革の実現に向けて、建設現場の「週休2日」を推進するため、『建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）平成31年3月28日付け国空空技第564号』により、週休2日を実現した工事の間接工事費の補正を実施してきたところであるが、最新の実態等を踏まえ、下記のとおり試行することとしたので通知する。

なお、平成31年3月28日付け国空空技第564号通達は、本通達の適用をもって廃止する。

記

1. 試行対象工事

試行対象工事は、原則として、空港請負工事積算基準を適用する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）とする。

## 2. 積算方法等

週休2日の確保に取り組む工事は、当初積算において、4週8休以上の達成を前提として補正対象経費に補正係数を乗じるものとし、対象期間における現場休工の達成状況を確認後、4週8休に満たなかった工事については、現場休工の状況に応じて、設計変更を行うものとする。

### <補正係数>

補正対象経費	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上 (当初積算)
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.01	1.02	1.03
現場管理費	1.01	1.03	1.04

## 3. 用語の説明

- 1) 対象期間とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、準備及び片付けは含まない期間をいう。なお、対象期間には、祝日、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、空港の運用制限により作業が中止となった期間のほか、発注者があらかじめ週休2日の対象外としている期間は含まない。
- 2) 発注者があらかじめ週休2日の対象外としている期間には、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などが含まれる。
- 3) 現場休工とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く）を行っていない状態をいう。
- 4) 4週8休以上とは、対象期間の全体日数のうち、現場休工日数の割合が8/28[約28.5%]以上を確保した状態をいう。（4週7休以上；7/28[25%]以上、4週6休以上；6/28[約21.4%]以上）

## 4. 条件の明示

特記仕様書に別紙に示す内容を明示するものとする。なお、必要に応じて、記載内容を追加又は変更してもよい。

## 5. 実施状況の確認

「週休2日」の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日に取り組む旨を受注者に確認した上で、実施工程表等の実施状況の報告を求め、監督職員が月1回以上確認するものとする。なお、「週休2日」の推進にあたっては、日々の時間外労働が大幅に増えないように留意するものとする。

## 6. 適用

本通達は、令和2年4月1日以降に入札公告する工事に適用するものとする。

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長  
(公印省略)

空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る  
工事費等の補正について（試行）

標記について、建設業の働き方改革の実現に向けて、設現場の「週休2日」を推進するため、『建設現場の「週休2日」の推進に係る間接工事費の補正について（試行）平成31年3月28日付け国空空技第564号』により、週休2日を実現した工事の間接工事費の補正を実施してきたところであるが、最新の実態等を踏まえ、下記のとおり試行することとしたので参考までに送付する。

なお、平成31年3月28日付け国空空技第564号通達は、本通達の適用をもって廃止する。

記

1. 試行対象工事

試行対象工事は、原則として、空港請負工事積算基準を適用する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）とする。

2. 積算方法等

週休2日の確保に取り組む工事は、当初積算において、4週8休以上の達成を前提として補正対象経費に補正係数を乗じるものとし、対象期間における現場休工の達成状況を確認後、4週8休に満たなかった工事については、現場休工の状況に応じて、設計変更を行うものとする。

<補正係数>

補正対象経費	4週6休以上	4週7休以上	4週8休以上
	4週7休未満	4週8休未満	(当初積算)
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.01	1.02	1.03
現場管理費	1.01	1.03	1.04

### 3. 用語の説明

- 1) 対象期間とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、準備及び片付けは含まない期間をいう。なお、対象期間には、祝日、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、空港の運用制限により作業が中止となった期間のほか、発注者があらかじめ週休2日の対象外としている期間は含まない。
- 2) 発注者があらかじめ週休2日の対象外としている期間には、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などが含まれる。
- 3) 現場休工とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く）を行っていない状態をいう。
- 4) 4週8休以上とは、対象期間の全体日数のうち、現場休工日数の割合が8/28[約28.5%]以上を確保した状態をいう。（4週7休以上；7/28[25%]以上、4週6休以上；6/28[約21.4%]以上）

### 4. 条件の明示

特記仕様書に別紙に示す内容を明示するものとする。なお、必要に応じて、記載内容を追加又は変更してもよい。

### 5. 実施状況の確認

「週休2日」の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日に取組む旨を受注者に確認した上で、実施工程表等の実施状況の報告を求め、監督職員が月1回以上確認するものとする。なお、「週休2日」の推進にあたっては、日々の時間外労働が大幅に増えないように留意するものとする。

### 6. 適用

本通達は、令和2年4月1日以降に入札公告する工事に適用するものとする。

<特記仕様書記載例>

第〇条 週休2日制適用工事

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事」の試行である。

2. 週休2日の考え方は、下記のとおりである。

① 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場休工を行ったと認められる状態をいう。

② 対象期間

対象期間とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する期間（工期）のうち、準備及び後片付けは含まない期間をいう。なお、対象期間には、祝日、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、空港の運用制限により作業が中止となった期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

③ 現場休工

現場休工とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く。）を行っていない状態をいう。

④ 4週8休以上

対象期間内の全体日数のうち、現場休工日数の割合が、8/28[約28.5%]以上を確保した状態をいう。（4週7休以上は7/28[25%]以上、4週6休以上は6/28[約21.4%]以上を確保した状態をいう。）なお、降雨、降雪等による予定外の現場休工日についても、現場休工日数に含めるものとする。

3. 週休2日制に掛かる費用については、当初積算において4週8休以上の達成を前提として下表に示す補正対象経費に補正係数を乗じるものとし、現場休工の達成状況を確認後、4週8休に満たなかった場合には、現場休工の状況に応じて、設計変更を行うものとする。

<補正係数>

補正対象経費	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上 (当初積算)
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.01	1.02	1.03
現場管理費	1.01	1.03	1.04